平成 18 年度

能代市水道事業会計決 第 審 査 意 見 書

能代市監查委員

能 監 収 第 1 4 8 号 平成19年 8 月27日

能代市長 齊藤滋宣殿

能代市監査委員 布 川 隆 治

能代市監査委員 松谷福三

決算審査意見の提出について

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成18年度能代市水道 事業会計の決算及び証書類その他関係書類を審査したので、次のとおりその意見を提出す る。

目 次

平成18年度能代市水道事業会計決算審査意見

1	審査の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	審査の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	審査の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4	審査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
5	概 況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
6	業務実績について	3
	(1)給水業務の状況	3
	(2)有収率の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	(3) 稼働状況	4
7	経営成績について(税抜き)	5
	(1) 水道事業会計の損益の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	(2)水道事業の損益の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	(3) 鶴形簡易水道事業の損益の状況	9
	(4) 給水原価と供給単価1	0
8	財政状況について(税抜き)	1
	(1) 比較貸借対照表1	1
	(2)資 産1	2
	(3)負 債1	3
	(4) 資 本	4
	(5) 企業債の状況1	5
9	予算執行状況について(税込み)	7
	(1) 収益的収入1	7
	(2) 収益的支出1	9
	(3) 資本的収支2	0
	(4) 資本的収入2	1
	(5) 資本的支出2	2
	(6) 予算議決事項2	3
10	むすび	4
(参	考) 決算資料2	7

水道事業会計における決算書類作成上の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱いは、次のとおりである。なお、本意見書中、「税込み」とは消費税等込みを、「税抜き」とは消費税等抜きのことをいう。

決 算 書 類	税込み	税 抜 き
決算報告書(備考欄に消費税等相当分を内書)	0	
損益計算書		0
剰余金計算書		0
剰余金処分計算書		0
貸借対照表		0
収益費用明細書		0
固定資産明細書		0
企業債明細書	_	_

凡

- 1 文中、「水道事業」とは能代地域における上水道事業を、「鶴形簡易水道事業」 とは鶴形地区における簡易水道事業を、「水道事業会計」とはこれら2つの事業 の合わせたものをいう。
- 2 文中及び表中に用いる比率は、原則として小数点第2位を四捨五入して表示した。
- 3 文中で用いる伸び率「皆増」は前年度に該当数値がなく本年度発生した場合を、 「皆減」は前年度に該当数値はあったが本年度発生しなくなった場合を表示した。
- 4 増減率は対前年度比率である。
- 5 表中の符号「一」は、原則として該当数値のないものを表示した。
- 6 17年度全国平均は、原則として公営企業年鑑における給水人口3万人以上5万 人未満の事業体の平均数値である。
- 7 **「5 概況」**及び**「10 むすび」**においては、関連する事項が記載されているページを「(PO)」のように表示した。